

協議会だより

国の二〇二二年度の放課後児童クラブ関係予算の補助単価

国会での審議を経て二〇二二年度予算が成立したことを受け、同年四月一日に、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が发出されました（内閣府および厚生労働省のホームページに全文が掲載されています）。

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」における「従うべき基準」の参酌化にともない、二〇二〇年度から「放課後児童健全育成事業」の運営費には職員配置等に応じた補助基準額が設定されました。

①「原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二六年厚生労働省令第六三号。以下「設備運営基準」という）

どおりの放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という）を配置した場合」の補助単価は表一のとおりです。

このほか「設備運営基準」にもとづいて、②「放課後児童支援員一名のみ配置した場合」、③「補助員のみを原則二名以上配置した場合」、④「補助員を一名のみ配置した場合」の補助基準額が示されています。

なお、利用している子どもの安全確保方策を条例などで規定している、児童数が二〇人未満になる時間帯や曜日だけ、放課後児童支援員等の一名配置や、補助員のみを配置を認めるとしている場合も、①の基準額となります。

「指導員が一人だけで保育を行う状況が継続的にある状態では」「その場でのときの直接的な安全を確保すること」「緊急時の対応

表 1 2021年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

1 放課後児童健全育成事業		*原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合
(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所		
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）		
ア) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位	2,553,000 円－(19 人－支援の単位を構成する児童の数) × 29,000 円	
イ) 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位	4,672,000 円－(36 人－支援の単位を構成する児童の数) × 26,000 円	
ウ) 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位	4,672,000 円	
エ) 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位	4,672,000 円－(支援の単位を構成する児童の数－45 人) × 67,000 円	
オ) 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位	2,917,000 円	
② 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）		
(年間開所日数－250 日) × 19,000 円（1 日 8 時間以上開所する場合）		
③ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (左記要件に該当する開所日数) × 19,000 円		
④ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）		
ア) 平日分（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合）	「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 406,000 円	
イ) 長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合）	「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 × 183,000 円	
(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分）		
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）		
ア) 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位	3,069,000 円	
イ) 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位	1,726,000 円	
② 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (左記要件に該当する開所日数) × 19,000 円		
③ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）		
平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 406,000 円		

*構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

*放課後児童支援員には、設備運営基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、令和 5 年 3 月 31 日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。

資料：厚生労働省発表資料をもとに全国児童保育連絡協議会事務局が作成

に多くの困難が生じます。事故・ケガ対応や不審者の侵入防止など、学童保育の生活のなかでの安全を確保する場面が、児童数が少ないときに生まれないとばかりありません。また、一人だけで安全を確保しようとするれば、「子どもの生活空間が狭められる」「一斉活動」が増えて活動が制限される」などの状況が生じます。

「開所日数」「開所時間」のすべを二人で対応しようとするれば、自身の体調やケガなど、急に出動できなくなったときの代替がありませんし、半日勤務や短時間勤務、日替わりのローテーション勤務などで対応しようとするれば、申し送りや記録があったとしても、子ども様子を十分に把握することは困難です。

また、資格のない大人がたった一人で子どもたちを見守るという事態は学童保育が「密室」となり、虐待につながるような不適切な対応が生じる危険性もはらんでいます。

す。

子どもが充実した生活をおくりに、学童保育がその役割を果たすためには、適切な職員配置は不可欠です。改善に向けた取り組みのお知らせを次項に記します。

一人ひとりの声を 国と自治体に届けよう

子どもと生活を共にするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続して関わりを持つようになるために必要なのは、「設備運営基準」や補助金の交付要綱の「緩和」ではなく、指導員が就労を継続するための条件整備と人材確保です。

全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)では、よりよい学童保育の実現に向けて、二〇二二年、二〇二三年の二年をにかけて、「一人ひとりの声を国と自治体に届けよう」となる取り組みをはじめ

ました。

たとえば「二〇二〇年春の『新型コロナウイルス感染症』拡大防止のための学校の臨時休業中に学童保育が開所していたことについて思うこと」「施設の広さ、子ども集団の人数規模について思うこと」「子どもたちが学童保育を自らの生活の拠りどころとしていると実感した出来事」など、保護者・指導員一人ひとりが、ご自身の言葉で思いや願いを記してお寄せいただく取り組みです。

地域連絡協議会や全国連協を通じて、国(厚生労働大臣)、都道府県(知事)、市町村(市長・町長・村長)に届けましょう。くわしくは、全国連協のホームページにリーフレットを掲載していますので、ぜひご覧ください。

◇専用のメールアドレスも準備しました。



zgink_post@vvh.biglobe.ne.jp

第56回全国学童保育研究集会 開催決定!

「全国研は元気の素」、2日間、存分に語りあい、学びあいましょう!

- ◆全体会 2021年10月23日(土) Zoomによるオンライン開催
記念講演 石原剛志先生(静岡大学)
- ◆分科会 2021年10月24日(日) Zoomによるオンライン開催
 - 多様なテーマの分科会を予定
 - 生活づくり分科会と運動の交流分科会、特設分科会は午前2時間+午後2時間半、基礎講座と講義と交流の分科会は、講義のみを午前もしくは午後の2時間
- ◆参加費 4,000円(1日のみの参加・両日参加ともに同額)
- ◆主催 全国学童保育連絡協議会

*詳細は、本誌2021年8月号巻末にリーフレットを綴じ込みます。

◇FAXでも受け付けています。
03-3813-0765

◇ホームページ上には投稿フォームも設けています。